

2021年5月20日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2020年の政治意識世論調査のデータ」として、「2020年の各月世論調査のオペレーターマニュアルのうち、どのような場合に内閣支持率が『わからない・無回答』と計数するのかの部分」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、調査の実施を委託している外部の調査会社で作成する「オペレーターマニュアル」を該当文書として特定した。このマニュアルは調査会社が保有する固有のノウハウに基づいて作成され、記載内容については契約書に基づき当該事業者とNHKの間に守秘義務が存在し、NHK情報公開規程（以下「規程」）第8条1項6号の前段「契約によりNHKが守秘義務を課せられているもの」に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、調査を受託する外部調査会社が保有する固有のノウハウに基づいて作成するもので、記載内容については、契約書に基づいて、調査会社とNHK、双方に守秘義務が存在する。よって、規程第8条1項6号の前段に該当するため、開示することができない。また、当該の文書は、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、規程第8条1項4号に該当するため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で資料を見分し、関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めの文書は、記載内容についてNHKに守秘義務が存在するほか、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、それぞれ規程第8条1項6号前段および4号に該当するものと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 5月20日（第302回審議委員会）

第836号

諮問、審議、答申